**別表1**　学部学生及び大学院学生の検定料、入学料及び授業料の額

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学生の区分 | | 学部学生 | 大学院学生  (法科大学院学生を除く) | | 法科大学院学生 |
| 修士課程・専門職学位課程 | 博士後期課程・獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程 |  |
| 検定料 | |  | 30,000円 | |  |
|  | | 書類等による選抜　　10,000円 | |
|  | 第一段階目の選抜 | 4,000円 |  | | 7,000円 |
| 第二段階目の選抜 | 13,000円 | 23,000円 |
| 授業料  (年額) | | 535,800円 | 535,800円 | 520,800円 | 804,000円 |
| 入学料 | | 282,000円 | 282,000円 | | 282,000円 |

備考

1　この表の検定料の項中、「大学院学生（法科大学院学生を除く）」の欄において「書類等による選抜」とあるのは、各研究科等の定めるところにより、出願書類等による選抜を行う場合の検定料の額を示す。

2　この表の検定料の項中、「学部学生」及び「法科大学院学生」の欄においては、出願書類等による選抜（この表において「第一段階目の選抜」という。）の後、その合格者に限り学力検査その他による選抜（この表において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合のそれぞれの検定料の額を示す。

3　この表の検定料の項中、「学部学生」の欄に定める検定料の額にかかわらず、教養学部前期課程国際教養コースへの入学に係る検定料の額は、5,000円とする。

4　学部への編入学若しくは再入学又は大学院（法科大学院を含む）への転入学若しくは再入学に係る検定料の額は、30,000円とする。

5　学部への転学、編入学若しくは再入学又は大学院（法科大学院を含む）への転入学若しくは再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

6　学部通則第50条第1項ただし書きに規定する9月入学者の授業料は、入学年度及び卒業・修了見込年度に限り、年額の12分の7を11月に、年額の12分の5を5月に、それぞれ徴収するものとする。

7　平成10年度以前の入学者に係る授業料の額は、下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学生の区分 | | 学部学生及び大学院学生(法科大学院学生を除く) |
| 授業料 | 平成3・4年度入学者 | 年額　375,600円 |
| 平成5・6年度入学者 | 年額　411,600円 |
| 平成7・8年度入学者 | 年額　447,600円 |
| 平成9・10年度入学者 | 年額　469,200円 |